

## 老人医療費の現状について

市民部市民生活課 ☎0854-40-1031

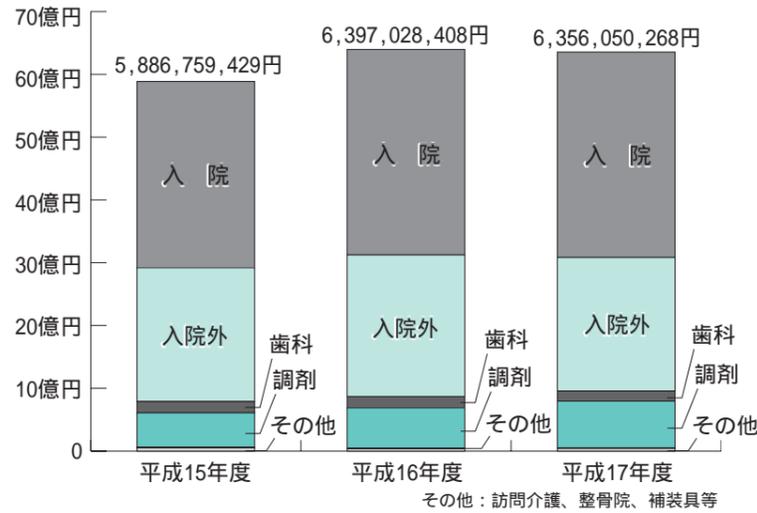
### 【雲南市ではどれくらい老人医療費がかかっているのでしょうか？】

老人医療費は、みなさんが医療機関で支払われる一部負担金 1割又は2割（10月から3割）と、国民健康保険など各保険者からの拠出金、国・県・市からの負担金でまかなわれています。

老人医療費が増え続けると、一部負担金のほかにも、みなさんが納めている保険料なども増え、大きな負担になります。

健やかな毎日を過ごしていただくためにも、日頃から健康管理に十分心がけましょう。

<年度別老人医療費給付状況>

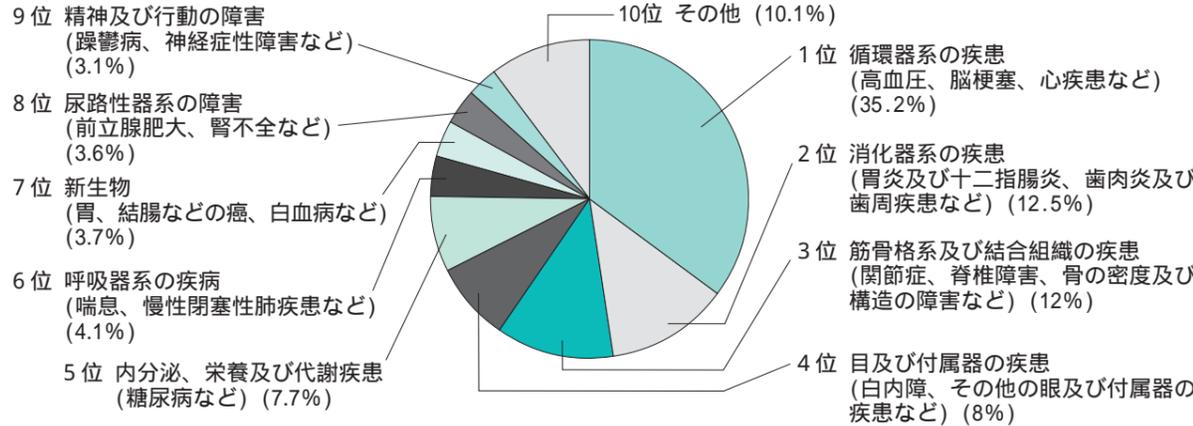


<一人当たりの医療費>

| 年度     | 受給者数    | 入院      | 入院外     | 歯科     | 計       |
|--------|---------|---------|---------|--------|---------|
| 平成15年度 | 10,135人 | 22,770円 | 18,094円 | 1,498円 | 42,362円 |
| 平成16年度 | 9,708人  | 25,953円 | 19,347円 | 1,560円 | 46,860円 |
| 平成17年度 | 9,304人  | 26,986円 | 19,036円 | 1,463円 | 47,485円 |

\*数値は各年度の医療費を12ヵ月で除した平均値です。

### 【雲南市ではどのような病気が多いのでしょうか？(老人医療受給者分)】



広告欄

## 国民健康保険被保険者証の更新

市民部市民生活課

☎0854-40-1031

10月1日より国民健康保険被保険者証が更新されます。世帯ごとに被保険者証を配達記録郵便で9月25日に郵送します。国民健康保険被保険者の方でまだ被保険者証が届いていない方は市民生活課で確認ください。

今回の国民健康保険被保険者証の色は、一般被保険者分は「うぐいす色」、退職被保険者分は「浅黄色」です。

10月1日以降医療機関にかかられる方はこの新しい被保険者証をお使いください。

なお、旧被保険者証については、各自で処分していただくようお願いいたします。

## 10月から老人医療制度の一部が変わります

市民部市民生活課

☎0854-40-1031

医療機関にかかるときの自己負担割合が変わります。

現在、自己負担割合が2割の方は「3割」になります。「1割」の方は変わりません。

### 平成18年10月1日から 自己負担限度額 (月額)

|         | 外来 (個人単位) | 外来+入院 (世帯単位)  |
|---------|-----------|---|
| 一定以上所得者 | 44,400円   | 80,100円<br>医療費が267,000円を超えた場合は、超えた額の1%を加算 (4回目以降は44,400円) |
| 一般      | 12,000円   | 44,400円   |
| 低所得Ⅱ    | 8,000円    | 24,600円   |
| 低所得Ⅰ    |           | 15,000円   |

### 平成18年9月30日まで 自己負担限度額 (月額)

|         | 外来 (個人単位) | 外来+入院 (世帯単位)  |
|---------|-----------|---|
| 一定以上所得者 | 40,200円   | 72,300円<br>医療費が361,500円を超えた場合は、超えた額の1%を加算 (4回目以降は40,200円) |
| 一般      | 12,000円   | 40,200円   |
| 低所得Ⅱ    | 8,000円    | 24,600円   |
| 低所得Ⅰ    |           | 15,000円   |

「3割」になる方には9月末に新しい「老人医療受給者証」を送付します。

ただし、既に「3割」の表記がある証をお持ちの方は引き続きその証をお使い下さい。1か月の医療費の自己負担が高額になったときの、自己負担限度額が一部引き上げられます。

## 年金記録の確認

市民部市民生活課

☎0854-40-1031

みなさんの年金記録はいつでも確認いただけます。

のいずれかの方法により、ご自身の年金加入記録を取得していただくことができます。

58歳に到達した方は、58歳到達月の翌月に、加入している年金制度やその期間などを記載した「年金加入記録のお知らせ」を社会保険業務センターから送付しています。

年金支給開始年齢(60歳又は65歳)到達をもって受給権が発生する方には、60歳又は65歳に到達する3か月前に、氏名、生年月日及び年金加入記録等をあらかじめ記載した裁定請求書(年金請求の申請書)を送付しています。

電話により、ご自身の年金

加入記録を照会していただくことができます。ねんきんダイヤル☎0570-051165にかけていただき、基礎年金番号等により本人確認できた方には、「被保険者記録照会回答票」を郵送します。

インターネット(ID・パスワード認証方式)により、ご自身の年金加入記録を照会することができます。

電子申請により、ご自身の年金加入記録を照会することができます。

社会保険事務所への来訪によっても、ご自身の年金加入記録を照会することができます。

記録について疑問がある場合やご不明な点につきましては、松江社会保険事務所年金給付課☎0852-262800までご連絡ください。



**ハロウィン・フェスティバル**

と き：10月29日(日) 14:00~

と ころ：大東体育文化センター内

内 容：国際交流員による小学校1~3年生を対象にしたゲームやハロウィンについてのお話など。参加費(食材費分)がかかります。

【問】 政策企画部国際交流室 ☎0854-40-1014

広告欄